

平成 2 5 年

第 2 回市議会定例会 議案第 6 号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 6 月 1 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条の 6 第 2 項中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項」の後ろに「（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 2 条中「，第 1 1 条の 2」を削り，「延滞金の」の後ろに「年 1 4 . 6 パーセントの割合および」を加え，「各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に，「その年中においては，当該特例基準割合（当該特例基準割合に 0 . 1 パーセント未満の端数があるときは，これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては，年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし，年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には，年 7 . 3 パーセントの割合」に改め，同条に次の 1 項を加える。

2 当分の間，第 1 1 条の 2 に規定する延滞金の年 7 . 3 パーセントの

割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第3条第1項中「日本銀行法」の後ろに「（平成9年法律第89号）」を加え、「以下本項」を「当該期間内に前条第2項の規定により第11条の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の3の3第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「法附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第5項まで」を「第6項まで」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の後ろに「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第7条の3の2第1項および第7条の3の3の改正規定ならびに附則

第3条の規定は，平成27年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の附則第2条の規定は，延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し，同日前の期間に対応するものについては，なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 改正後の附則第7条の3の3の規定は，平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成26年度までの個人の市民税については，なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い，延滞金の割合を引き下げる等の延滞金の見直しを行い，個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について，その適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長する措置を講じ，および規定を整備するため